

みなさまのお役に立つ パンフレットなどを発行しています！

政府では、この「税制支援ハンドブック」のほか、
下のようなハンドブック、パンフレットも発行しております。
ぜひご活用ください。



住まいやおかね、しごと
などについての
支援策をまとめた
「生活再建ハンドブック」
(平成23年11月30日発行)



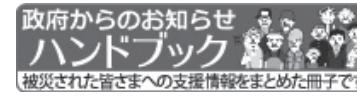
中小企業、農林水産業
などの事業主の方への
支援策をまとめた
「事業再建ハンドブック」
(平成23年11月30日発行)

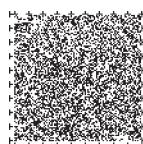


火災予防、冬の健康対策
など生活支援に
役立つ情報をまとめた
「くらしの手引き」
(平成23年12月20日発行)

各ハンドブック、パンフレットは、仮設住宅にお住まいの方にお届けするほか、
岩手県、宮城県、福島県の自治体、生協、商工会議所などにお配りしています。

また、首相官邸ホームページでもご覧いただけます。

官邸HP 検索   
<http://www.kantei.go.jp/>



 政府広報

政府からのお知らせ

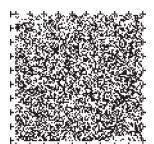
税制支援 ハンドブック

〈平成24年1月18日発行〉

改訂増補版

平成23年12月7日に成立した震災特例法
の内容を追加しました。

東日本大震災で被災された
みなさまのための
税制の優遇措置を
わかりやすく
まとめました。



ご自由にお持ち帰りください。

※この冊子は音声コードが
各ページに印刷されています。

東日本大震災により被害にあわれた
みなさまのご負担軽減を図るとともに
復興に向けた取組を支援するための
「税制」の優遇措置について、以下の3つの
法整備の内容をわかりやすくまとめました。

国税、地方税関係

(平成23年4月27日成立)

東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律
及び
地方税法の一部を改正する法律

地方税関係

(平成23年8月12日成立)

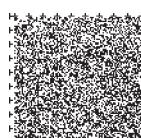
地方税法の一部を改正する法律

新規

国税、地方税関係

(平成23年12月7日成立)

東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律の
一部を改正する法律
及び
地方税法の一部を改正する法律



もくじ

4 申告などの延長・猶予があります

国税、地方税の申告期限の延長など

9 税の減額・免除・還付があります

法人税、相続税、贈与税、印紙税、登録免許税の特例

地震や津波による被害にあわれた方への支援

16 住宅・家財などが被害を受けた方へ

固定資産税、不動産取得税、所得税などの特例

24 事業用資産などが被害を受けた方へ

所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税などの特例

30 自動車が被害を受けた方へ

自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

東電福島原子力発電所事故にあわれた方への支援

33 土地・家屋などが警戒区域内などにある方へ

固定資産税、不動産取得税などの特例

36 自動車が警戒区域内にある方へ

自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

復興に向けた取組への支援

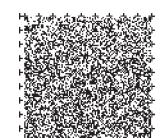
38 復興特区制度を活用した取組を支援します

所得税、法人税などの特例

43 復興に向けた取組を支援します

所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税などの特例

47 お問い合わせ先



申告などの延長・猶予があります

国税の申告・納付などの期限を延長しました

国税

現在、宮城県及び福島県の以下の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限が延長されています。

地 域	
宮城県	石巻市、東松島市、女川町
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

〈参考〉申告・納付などの延長期限の期日を指定した地域

●青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県の上記以外の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限を延長しましたが、被災後の状況を踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しました。

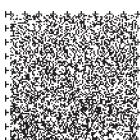
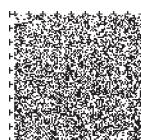
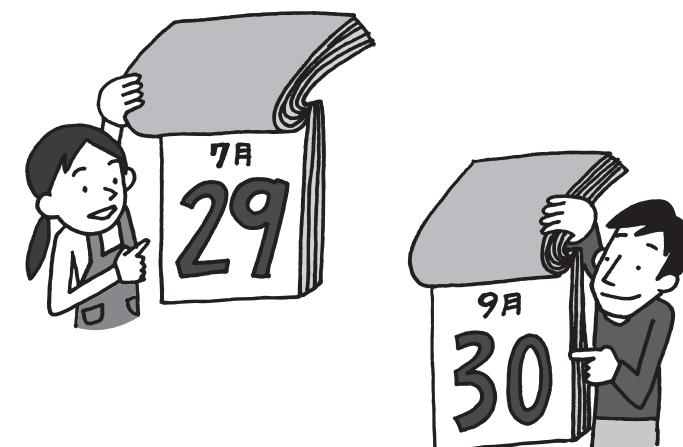
→平成23年7月29日を延長期限の期日として指定した地域

●青森県及び茨城県に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から7月28日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、**平成23年7月29日(金)**としました。

→平成23年9月30日を延長期限の期日として指定した地域

地 域	
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

●この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から9月29日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、**平成23年9月30日(金)**としました。



申告などの延長・猶予があります

→平成23年12月15日を延長期限の期日として指定した地域

地 域	
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、南三陸町

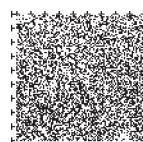
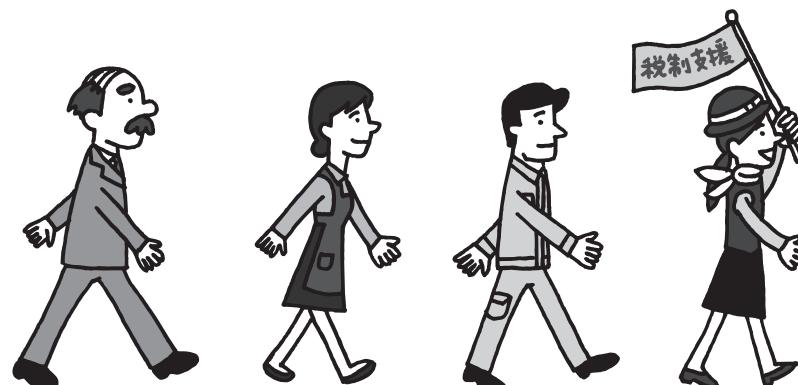
- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から12月14日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、**平成23年12月15日(木)**としました。

※上記期限までに、東日本大震災による災害などにより申告・納付などができる場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

※申告義務がない方であっても、震災特例法により、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた個人の納税者の方は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができる場合や、自動車重量税の還付を受けることができる場合があります。この場合上記の期限以降にも手続をすることができます。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県以外の地域に納税地を有する方も、大震災による災害などで、申告・納付などが困難な方は、申請を行えば、個別に申告・納付などの期限の延長が認められます。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)



国税の納付が一時的に猶予されます

国税

大震災により、財産に相当な損失を受けた方や資金不足となり国税を一時的に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、最長3年間、納税の猶予を受けることができます。

- 「**納税の猶予申請書**」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)

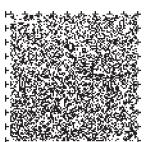
消費税課税事業者選択(不適用)届出書などの提出時期の特例があります

国税

申告などの期限が延長されている被災された事業者の方には、消費税の課税事業者を選択する(または、やめる)場合に提出が必要な「**消費税課税事業者選択(不適用)届出書**」の提出時期の特例があります。

- 宮城県及び福島県のうち、P4の表の地域の方は、提出期限が引き続き延長されています。
- 個別に申告などの期限の延長を受けた方は、その延長後の期日までに提出してください。
- 「**消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書**」についても、同様の特例があります。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)



申告などの延長・猶予があります

地方税の申告などの期限が延長されます

地方税

大震災により、期限までに地方税の申告・納付などができるない方は、その期限が延長されます。

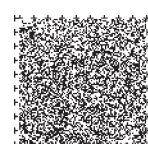
〈お住まいの都道府県・市町村が一律に期限を延長している場合〉

- 平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申告・納付などの期限が延長されています。具体的にどの都道府県・市町村でいつまで延長されているかについては、被災時にお住まいだった都道府県・市町村にお問い合わせください。

〈それ以外の場合〉

- 都道府県・市町村に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。都道府県・市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ お住まいの都道府県・市町村(P49～55参照)



税の減額・免除・還付があります

法人税が還付されます

国税

平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、大震災により生じた損失金額がある場合、その事業年度の前2年間に遡って法人税額の繰戻し還付を受けることができます。

- 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、震災欠損事業年度の確定申告書とあわせて税務署に提出してください。

※平成23年9月10日までの間に終了する中間期間について仮決算による中間申告をした場合

- ・上記と同様の繰戻し還付を受けることができます。
- ・大震災による損失金額の範囲内で、法人税額から控除しきれない利子・配当などに係る源泉所得税額の還付を受けることができます。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)

相続税・贈与税が減額・免除されます

国税

相続税または贈与税の課税対象となった財産の価額のうち1/10以上が被害を受けた場合には、相続税または贈与税が減額・免除されます。

〈申告期限前に被害を受けた方〉

被害を受けた財産の価額は、被害を受けた部分の価額を差し引いた価額により計算されます。

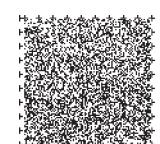
〈申告期限後に被害を受けた方〉

被災した日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

- 所定の書類の提出が必要です。

詳細は税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)



税の減額・免除・還付があります

被災された方が取得した住宅取得等資金の贈与税について特例があります

国税

①震災前の贈与についての特例

震災前に住宅取得等資金に関する非課税措置^{※1}を受けており、住宅の滅失など^{※2}により居住できなくなった場合、非課税措置の適用にあたっての居住要件^{※3}を免除します。

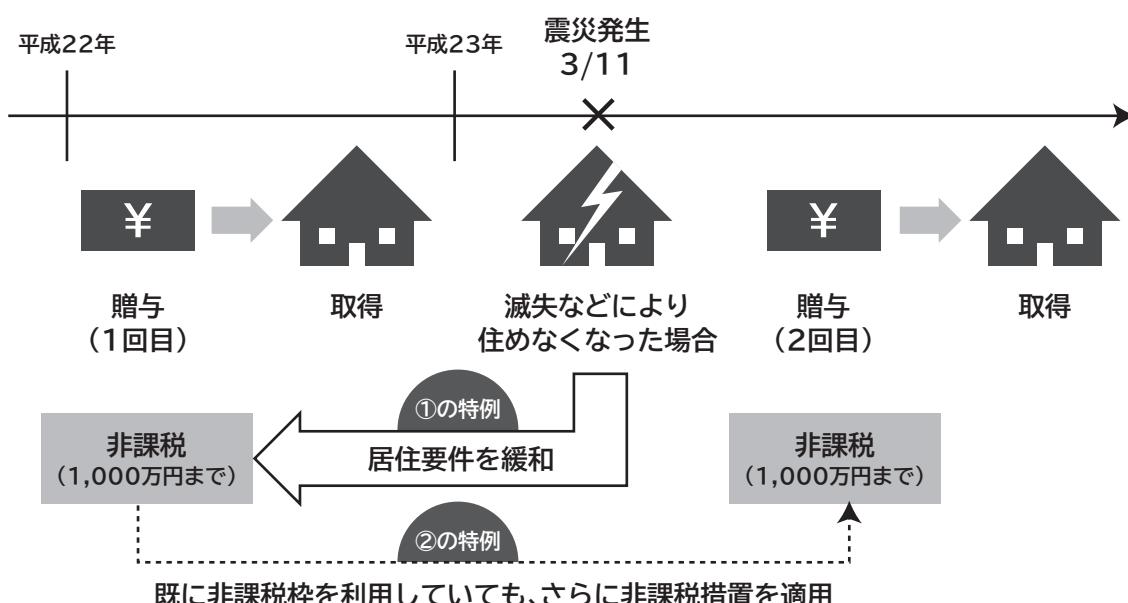
※1 直系尊属から住宅の新築、取得や増改築などのための金銭を贈与された場合、その贈与額のうち平成23年分は1,000万円までを非課税とする措置です。

※2 住宅が原発の警戒区域内などにある場合を含みます。

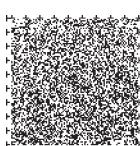
※3 贈与を受けた年の翌年12月31日までに、その住宅に居住していること、との要件です。

②震災後の贈与についての特例

住宅などが被災した方が、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、住宅を新築、取得などした場合、既に非課税措置を利用している場合でも、その資金の1,000万円までを非課税にします。



お手続き／お問い合わせ ➤ お近くの税務署(P48参照)



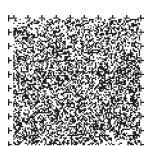
印紙税が非課税になります

国税

次のような契約書の作成に係る印紙税が非課税になります。

対象となる書類	適用期限
地方公共団体や政府系金融機関などが、被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
一定の民間金融機関が被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
大震災で滅失した消費貸借に関する契約書などに代わるものとして、被災した金融機関との約定に基づいて作成(復元)する文書	平成23年3月11日～平成25年3月31日
被災した建物(原発警戒区域内に所在する建物を含む)に代わる建物を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書、建設工事請負契約書	平成23年3月11日～平成33年3月31日*
被災した農地(原発警戒区域内に所在する農地を含む)に代わる農地を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日*
被災した船舶、航空機に代わる船舶、航空機を取得する場合などに被災者の方が作成する船舶、航空機の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が、仮設施設整備事業に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年5月2日～平成26年3月31日

※原発警戒区域内に所在する建物や農地に代わる建物や農地を取得する場合については、警戒区域設定指示などが行われた日からその警戒区域設定指示などが解除された日以後3ヶ月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日。



税の減額・免除・還付があります

- 大震災の被災者であることの証明書(り災証明書など)の添付が必要な場合があります。
- すでに印紙税を納付してしまった場合は、還付を受けることができます。
- 「印紙税過誤納確認申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、契約書の原本とともに税務署に提出してください(原本が金融機関にある場合は、金融機関と相談してください)。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



登録免許税が免除されます

国税

被災された方が行う以下のような登記に関する登録免許税を免除します。

対象となる登記	適用期限
被災した船舶、航空機に代わるもの新たに取得した場合の所有権の保存登記など	平成23年4月28日～平成33年3月31日
被災した建物または原発警戒区域内に所在する建物建て替える場合の所有権の保存登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
被災した農用地に代わる農用地を取得する場合などの所有権の移転の登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
被災した会社の本店などの移転の登記など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設に関する所有権の保存登記	平成23年12月15日～平成25年3月31日
被災した鉄道施設に代わる鉄道施設の敷地を取得する場合の所有権の移転登記など	平成23年12月15日～平成28年3月31日

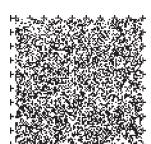
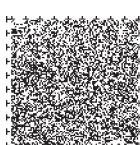
※法務局に登記や登録を申請する際、り災証明書など必要な書類をあわせて提出してください。

- 上記免除措置のうち、平成23年3月11日から適用されるものについて、平成23年3月11日から平成23年12月14日の間に受けた登記で、既に登録免許税が納付済みである場合には、その登記をした法務局に一定の手続を行うことにより、その納付された登録免許税の還付を受けることができます。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの法務局・税務署(P48参照)

※航空機の登録については、国土交通省(航空局03-5253-8111(内線48146)にお問い合わせください)

※お近くの法務局については、「法務局ホームページ」のトップにある、「管轄のご案内」からご覧になれます。



税の減額・免除・還付があります

財形住宅(年金)貯蓄の払出しが 非課税でできます

国税
地方税

大震災で被害を受けたことにより、平成24年3月10日までに財形住宅貯蓄や財形年金貯蓄を住宅の取得など以外の目的で払出しを受ける場合であっても、利子などに対する所得税や住民税が非課税になります。

所得税

国税

- 税務署に申請して、被害を受けたことによる払出しであることを確認する書面の交付を受け、その書面を金融機関に提出してください。
- 震災後、この措置が始まる前に払出しを受けた方も、申請いただければ還付いたします。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)

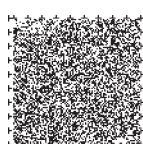
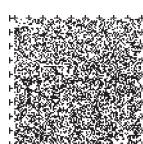
住民税

地方税

- 所得税について非課税の手続をしていただいた方は、地方税の非課税措置を受けるための手続は必要ありません。
- 震災後、この措置が始まる前に払出しを受けた方も、都道府県に申請いただければ還付いたします。

お手続き／お問い合わせ ➔ 財形住宅(年金)貯蓄を契約した金融機関の営業所などが
所在する都道府県(P49～51参照)

メモ



住宅・家財など"が被害を受けた方へ

被災した土地や家屋の固定資産税や 都市計画税が減額・免除されます

地方税

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋*には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1/2減額課税または課税されます。

- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※被災した住宅の敷地は、新たに住宅が建設されなくても、申請して認められれば10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

※土地：田、畠、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ ➔ 土地・家屋が所在する市町村(P52～55参照)

住民税が減額されます

地方税

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の減額を受けることができます。

- 手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

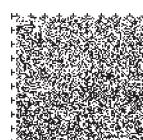
〈所得税の減額手続きをした方〉

減額のための手続は基本的に必要ありません。

〈所得税を納める必要がなく、住民税だけを納める方〉

手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災時にお住まいだった市町村(P52～55参照)

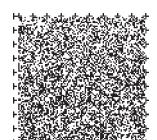


地方税

被災した土地や家屋に代わるもの取得するなどの 場合固定資産税などが減額されます

- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合、被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。
- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。また、取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。
- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)



住宅・家財など"が被害を受けた方へ

所得税の減額・免除が受けられます

国税

住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分または平成23年分のいずれかの所得税の減額・免除を受けることができます。

また、あわせて平成23年中の給与や公的年金などに係る源泉所得税の徴収の猶予や、すでに徴収された源泉所得税の還付も受けることができます。

- 所得税の減額・免除を受けるには、確定申告などの手続きが必要です。

※所得税の減額・免除には、「①所得税法に基づき所得から一定額を控除する『雑損控除』」と、「②災害減免法に基づき税金の減額・免除を受ける方法」があり、どちらか有利な方を選択することができます。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法
対象となる資産の範囲など	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます) ※災害関連支出:災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用など。	住宅や家財 (ただし、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上であることが必要です)
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は、以下の(1)(2)のうちいずれか多い方の金額です。 (1)差引損失額 - 所得金額の1/10 (2)差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	所得税の軽減額などは以下のとおりです。
参考事例	●その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できることとされました。 ●災害関連支出の対象となる期間を、特例により、災害が止んだ日から「1年内」→「3年内」に延長しました。	●損害を受けた年分の所得金額が、1,000万以下の方に限ります。 ●減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)

所得税の予定納税額が減額されます

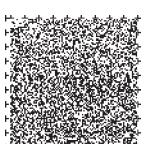
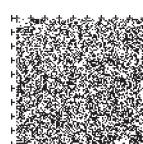
国税

税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅・家財などが損害を受け、平成23年6月30日または10月31日時点で計算した申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、予定納税額の減額の申請ができます。

- 「予定納税額の減額申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、期限までに税務署に提出してください。

※宮城県、福島県の2県の一部の納税者の方については、納付期限が延長されているので、予定納税額の通知は見合わせています。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



住宅・家財など"が被害を受けた方へ

所得税(住民税)の住宅借入金等特別控除が引き続き利用できます

国税
地方税

大震災により、住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)を受けていた住宅に居住できなくなった場合、残りの適用期間について引き続き、住宅借入金等特別控除を利用することができます。

所得税

国税

〈年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方〉

引き続き、年末調整でこの控除を受けることができます。

〈年末調整の対象でない方〉

確定申告の際に、お近くの税務署にお問い合わせください。

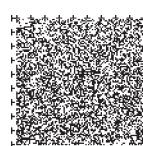
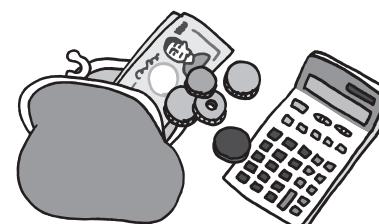
お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)

住民税

地方税

●所得税から控除しきれない場合、基本的に手続き不要で住民税からも控除されます。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災時にお住まいだった市町村(P52~55参照)



所得税(住民税)の住宅借入金等特別控除の借入限度額や控除率を引き上げます

国税
地方税

所得税

国税

大震災により、所有する住宅に居住できなくなった方が、新たに住宅を取得したり、住宅を増改築したりした場合、取得などした住宅の住宅借入金等特別控除の借入限度額や控除率を引き上げます。

■現行制度

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.0%
平成24年	3,000万円		1.0%
平成25年	2,000万円		1.0%

■特例

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.2%
平成24年	4,000万円		1.2%
平成25年	3,000万円		1.2%

●大震災により、住宅が滅失するなどにより、居住できなくなった方については、
①滅失などした住宅に関する住宅ローン控除、②新たに取得などした住宅に関する住宅ローン控除を、重複して適用することができます。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)

住民税

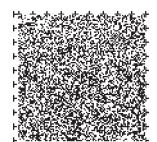
地方税

●上記の特例による所得税の控除しきれなかった額がある場合には、その残額分を、翌年度分の個人住民税から減額します(以下の図参照)。

$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額(A)} = \text{前年の所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

※上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災時にお住まいだった市町村(P52~55参照)



住宅・家財など^が被害を受けた方へ

家屋の敷地の譲渡に係る所得税(住民税)の特例などについて対象となる譲渡期限を延長します

国税
地方税

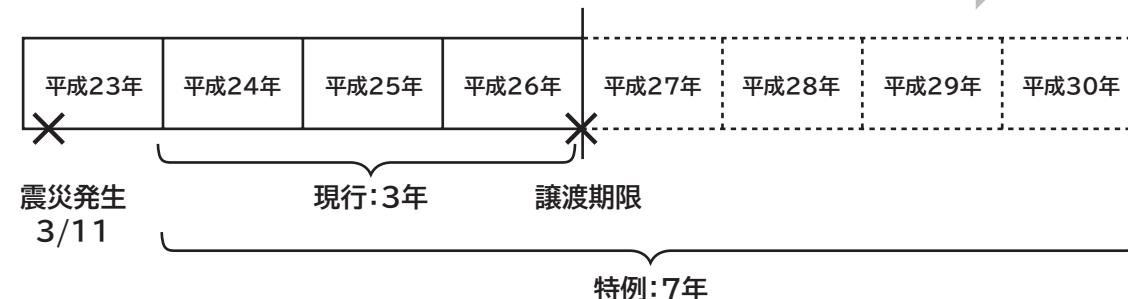
大震災により、住んでいた家屋が滅失し、その敷地を譲渡する場合、以下の税制上の措置が受けられる譲渡期限を、下図のとおり3年から7年に延長します。

〈対象となる措置〉

- 居住用財産^{*}を譲渡した場合の軽減税率
(6,000万円以下の部分について、所得税10%、住民税4%)の特例
- 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- 特定の居住用財産の買換えなどの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

^{*}居住用財産：自分が住んでいる家や敷地

譲渡期限を延長



お手続き／お問い合わせ ➤ お近くの税務署(P48参照)

資産の買換えに関する特例について対象となる取得期間などを延長します

国税
地方税

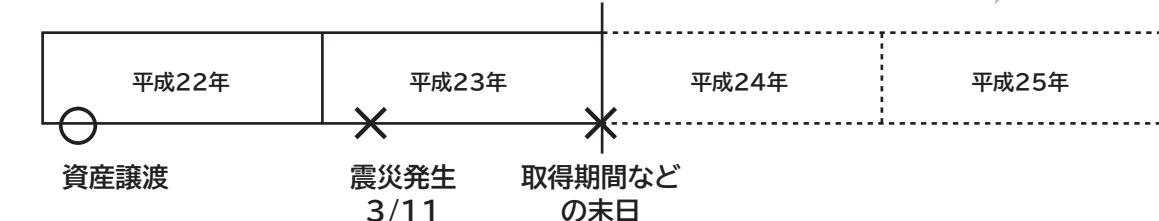
大震災により、居住用財産や事業用資産について、本来買換え資産を取得するべき期間内に取得することが困難となった場合などには、以下の特例について、その対象となる買換え資産などの取得期間などを2年の範囲内で延長します。

〈対象となる措置〉

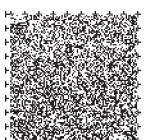
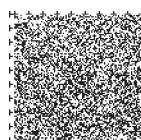
- 優良住宅地の造成のために土地などを譲渡した場合の軽減税率
(2,000万円以下の部分について所得税10%、住民税4%)の特例
- 収用などに伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- 交換処分などに伴い資産を取得した場合の課税の特例
- 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 既成市街地等内にある土地などの中高層耐火建築物などの建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

※震災により、取得期間内の
買換え資産の取得が困難

取得期間などを延長(最長2年間)



お手続き／お問い合わせ ➤ お近くの税務署(P48参照)



事業用資産など"が被害を受けた方へ

所得税について事業用資産の損失額を平成22年分の必要経費に算入できます

国税

大震災で事業用資産が被災した場合、その損失額は通常は平成23年分の必要経費ですが、平成22年分の所得税の計算上、必要経費に算入できます。この特例の適用により、平成22年に赤字が生じた場合、当該赤字額についてさらに1年さかのぼり、平成21年分の所得税の還付を受けることができます(平成21年から青色申告をしていることが必要です)。

- すでに平成22年分の確定申告書を提出した方も、申請いただければ措置を受けることができます。更正の請求書を税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)

所得税について純損失を5年間繰越控除できます

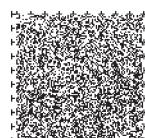
国税

棚卸資産、事業用資産などが被災した方は、平成23年の純損失の金額のうち、以下のものの繰越期間を3年から5年に延長します。

〈事業用資産の震災損失額の割合が全事業用資産などの1／10以上の方〉

- 青色申告の方は平成23年分の純損失金額
- 白色申告の方は平成23年分の被災事業用資産の損失金額と変動所得の損失額
- 〈それ以外の方〉
- 純損失のうち、被災事業用資産の損失金額

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)



所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます

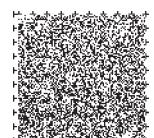
国税

所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます。

- ①大震災により事業に用いることができなくなった建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具※に代わる資産の取得などをして事業に用いた場合
- ②建物、構築物、機械装置の取得などをして被災区域内で事業に用いた場合
- 取得などの時期や資産の種類に応じて定められた減価償却の割合が初年度において上乗せされます(翌年度以降は通常の割合での償却になります)。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得などをする資産が対象となります。
- 制度の適用を受けるには、確定申告書に「被災代替資産などの特別償却限度額の計算に関する付表」を添付して税務署に提出してください。

※対象資産には、平成23年12月14日以降に取得する二輪車など(自動車及び原動機付き自転車である二輪車、カタピラ及びそりを有する軽自動車(スノーモービル)、ミニカーなど)が追加されています。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署(P48参照)



事業用資産など^がが被害を受けた方へ

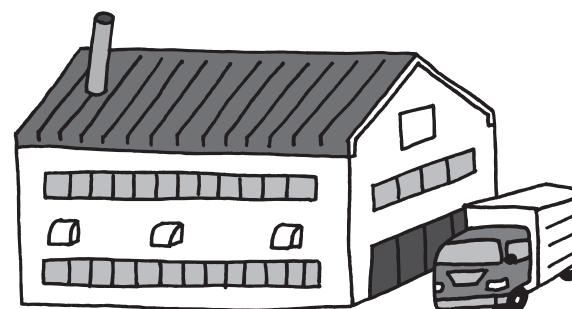
事業用資産を買換えた場合、譲渡した不動産への 所得税・法人税の課税を繰り延べられます

国税

所得税、法人税について、以下の場合、譲渡した不動産の譲渡益に対する課税の繰り延べができます。

- ①被災区域内の事業用不動産を譲渡して、国内の事業用資産に買換えた場合
- ②被災区域外(国内)の事業用不動産を譲渡して、被災区域内の事業用資産に買換えた場合
- 不動産の譲渡益のうち一定金額について、課税を繰り延べることができます。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡などをする資産が対象です。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



被災した土地や家屋の固定資産税や都市計画税が 減額・免除されます

地方税

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋*には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1／2減額課税または課税されます。

- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、被災した土地や家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地：田、畠、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災した土地や家屋が所在する市町村(P52～55参照)

被災した償却資産に代わり取得などをした 償却資産の固定資産税が減額されます

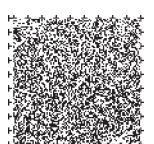
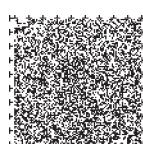
地方税

平成28年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得などした場合、その後4年間、固定資産税が1／2に減額されます。

- 代替償却資産が所在する市町村(災害救助法*が適用される市町村に限ります)にその償却資産の認定を受ける必要があります。

※災害救助法が適用されているかについては、「厚生労働省のホームページ」でご覧になれます。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災した償却資産の代わりに取得などをした償却資産が所在する市町村(P52～55参照)



事業用資産など^が被害を受けた方へ

被災した土地や家屋に代わるもの取得などをした場合 固定資産税などが減額されます

地方税

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合〉

被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1／2、その後2年間は1／3が減額されます。

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合〉

従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。

- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。

- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)

被災した農地に代わる農地を取得した場合、 不動産取得税を免除します

地方税

大震災によって耕作や養畜に用いることができなくなった農地の所有者などが、その農地に代わる農地を取得した場合、被災した農地の面積分については、不動産取得税が課されません。

- 平成33年3月31日までに取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ ➔ 被災した農地の代わりに取得などをした農地が所在する都道府県(P49～51参照)

被災した酒造業者が製造する酒類の酒税を軽減します

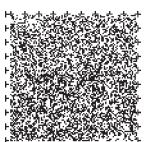
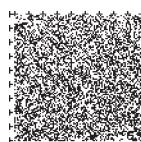
国税

大震災により製造場に甚大な被害を受けた清酒などの製造者については、前年度の課税移出数量が1,300キロリットル以下の場合、その年度に移出する清酒などのうち、200キロリットルまでの分に係る酒税の税額を以下のとおり軽減します。

- 平成23年4月1日～平成25年3月31日 → 6.25%

- 平成25年4月1日～平成28年3月31日 → 5%

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



自動車が被害を受けた方へ

被災した自動車について、自動車重量税が還付されます

国税

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったかわからない」「警戒区域内にあるため使えなくなった」などの場合、自動車の永久抹消登録などの手続きを行うと、自動車重量税が還付されます。

※対象には四輪車のほか、二輪車も含みます。

- 運輸支局または軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録などの手続を行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。

- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ▶ お近くの運輸支局または軽自動車検査協会

お近くの税務署(P48参照)

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会ホームページ」をご覧ください。

被災した自動車について、自動車税(軽自動車税)が免除されます

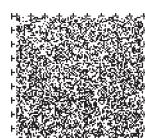
地方税

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったかわからない」などで、平成23年4月1日時点で使用不能となっている自動車には、自動車税・軽自動車税が課されません。

※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含みます。

- 仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県(自動車税)、市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ▶ 被災時にお住まいだった都道府県・市町村(P49～55参照)



被災した自動車を買い換えた場合、自動車重量税や自動車取得税などが免除されます

国税
地方税

自動車重量税

国税

平成26年4月30日までの間に、被災したり、警戒区域内にあるため使えなくなった自動車(前のページをご覧ください)を買い換えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課される自動車重量税が免除されます。

※対象には四輪車のほか、二輪車も含みます。

- 車検などの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出してください。

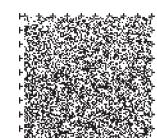
- 既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会で「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ▶ お近くの運輸支局または軽自動車検査協会

お近くの税務署(P48参照)

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会ホームページ」をご覧ください。



自動車が被害を受けた方へ

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

地方税

平成26年3月31日までの間に、被災して使えなくなった自動車を買換えた場合、自動車取得税が非課税になります。買換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含みます。

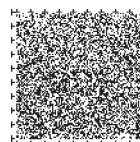
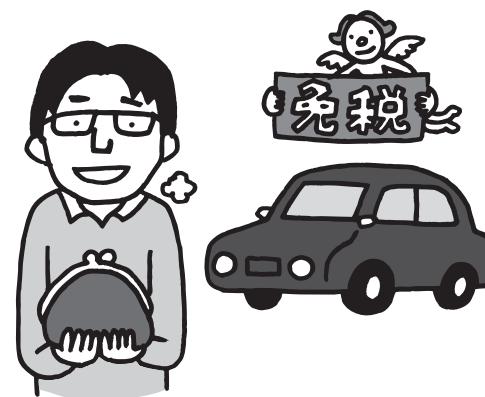
- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行ってください。

〈既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方〉

還付を受けることができます。

- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行えば後日還付されます。

お手続き／お問い合わせ ➔ **買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)**



土地・家屋など"が警戒区域内などにある方へ

警戒区域・計画的避難区域などのうち一部区域内の土地・家屋について、固定資産税・都市計画税が減額・免除されます

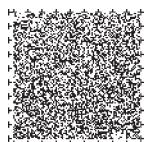
地方税

警戒区域・計画的避難区域などのうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋*には、平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。平成24年1月1日前に避難区域などが解除された区域内の土地・家屋は、1／2減額課税または課税されます。

- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの区域が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地:田、畠、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋:住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ ➔ **土地・家屋が所在する市町村(P52～55参照)**



土地・家屋など"が警戒区域内などにある方へ

警戒区域内にあった家屋・土地に代わるものを受けた場合、固定資産税などが減額されます

地方税

警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までの間に取得した場合などには、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

※軽減措置の具体的な内容は、P35の表をご参照ください。

- 軽減措置を受けるためには、警戒区域内にあったものの代わりに取得した家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 新たに取得した家屋・土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ ➤ 警戒区域内にあったものに代わって取得した
家屋や土地が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)

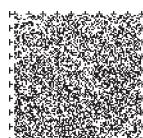
警戒区域内にある農地に代わる農地を取得した場合、 不動産取得税を免除します

地方税

警戒区域内にあって使用が困難な農地の所有者などが、警戒区域内にある農地に代わる農地を取得した場合は、警戒区域内の農地の面積分については、不動産取得税を控除します。

- 警戒区域の設定指示の解除日から3ヶ月を経過するまでの間に取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ ➤ 警戒区域内にある農地の代わりに取得などをした農地が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)



警戒区域内にあった償却資産に代わり取得した 償却資産の固定資産税が減額されます

地方税

警戒区域内にあった償却資産に代わる償却資産について、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

※軽減措置の具体的な内容は、下の表をご参照ください。

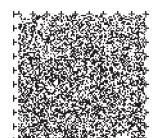
- 軽減措置を受けるためには、警戒区域内にあったものの代わりに取得した償却資産が所在する市町村(災害救助法※の適用市町村に限ります)にその償却資産の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、新たに取得した償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。

■軽減措置の具体的な内容

税目	対象資産	代替資産取得期間	代替資産取得地	代替資産に関する特例内容
固定資産税 都市計画税	住宅用地	平成23年 3月11日 ～ 解除から 一定期間を 経過した日※	制限なし	住宅を建設しなくても、取得後3年間は住宅用地扱い ※固定資産税は1／6または1／3(都市計画税は1／3または2／3)に軽減
	家屋			税額を取得後4年間1／2減額、その後2年間1／3減額 ※新築住宅特例(3年間または5年間1／2減額)と併用可(固定資産税)
	償却資産 (固定資産税)			災害法適用区域内 (東京都を除く)
不動産取得税	土地	対象区域内家屋の敷地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする	制限なし	課税標準を取得後4年間1／2
	家屋			警戒区域内に所在した家屋(対象区域内家屋)の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする

※「一定期間」については原則3ヶ月、代替家屋が解除後に新築・完成されたものである場合は1年。

お手続き／お問い合わせ ➤ 新たに取得した償却資産が所在する市町村(P52～55参照)



自動車が警戒区域内にある方へ

警戒区域内の自動車について、永久抹消登録などがなされたときは、自動車税(軽自動車税)が課されません

地方税

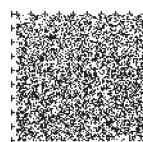
警戒区域内の自動車*で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって、自動車税・軽自動車税が課されません。

- 申告をしていただく必要があります。
- 手続きについては、警戒区域内の自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車税)・市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。

*軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含みます。

お手続き／お問い合わせ ➤ 警戒区域内の自動車の主たる定置場が所在する
都道府県・市町村(P52~55参照)

※自動車重量税(国税)については、P30をご覧ください。



永久抹消登録などがなされた警戒区域内の自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税などが非課税になります

地方税

〈永久抹消登録などの後に自動車を買い換えた場合〉

平成26年3月31日までの間に、警戒区域内の自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録などがなされた自動車を買い替えた場合、自動車取得税が非課税になります。

買い換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

- 非課税の特例措置を受けるためには、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)にその自動車の認定を受ける必要があります。
- 必要な手続きについては、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

〈永久抹消登録などの前に自動車を買い換えた場合〉

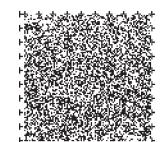
永久抹消登録などを行う前に、自動車を買い換えた場合も、自動車取得税・自動車税及び軽自動車税について、永久抹消登録などの後で自動車を買い換えた場合と同様の特例が受けられます。既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

- 特例措置を受けるためには、買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県や市町村への申請が必要です。

※上記いずれの場合においても、軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含みます。

お手続き／お問い合わせ ➤ 買い換えた自動車の主たる定置場が所在する
都道府県・市町村(P49~55参照)

※自動車重量税(国税)については、P31をご覧ください。



復興特区制度を活用した取組を支援します

※p38～42の措置は、平成23年12月に成立した東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興推進計画について認定を受けた地方公共団体の指定を受けた法人などが対象です。具体的な適用の有無については、各地方公共団体までお問い合わせください。

※p38～40の3つの措置は、選択適用とします。

復興産業集積区域に新たに立地した新設企業について、法人税を5年間無税にします

国税

復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定日以後に復興産業集積区域^{※1}内に新設され、新たに立地した指定法人^{※2}について、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金に算入できます。

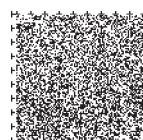
- 機械または建物などに再投資などをした場合、積み立てた準備金残高を限度として、特別償却ができます。

※1 復興産業集積区域:東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める産業集積の形成及び活性化の取り組みを推進すべき区域

※2 指定法人:雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行なう者として指定を受けた法人



お手続き／お問い合わせ ➤ お近くの税務署(P 48参照)



所得税・法人税について復興産業集積区域内で取得した事業用設備の特別償却または税額控除ができます

国税

復興産業集積区域(P38参照)内において、指定事業者^{*}が事業用設備(機械装置、建物、構築物)を取得して事業に用いた場合に、特別償却または税額控除ができます。

- 平成28年3月31日までに取得などした資産が対象です。
- 税額控除については、所得税額または法人税額の20%を限度とします。超過額については4年間の繰越しができます。

※指定事業者:雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業などをを行う者として指定を受けた個人または法人

■特別償却

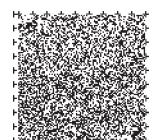
資産などの区分	~平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成28年3月31日
機械装置	100%	50%
建物・構築物		25%



■税額控除

資産などの区分	~平成28年3月31日
機械装置	15%
建物・構築物	8%

お手続き／お問い合わせ ➤ お近くの税務署(P 48参照)



復興特区制度を活用した取組を支援します

復興産業集積区域で被災された方を雇用する場合、給与などの10%を所得税・法人税から控除できます

国税

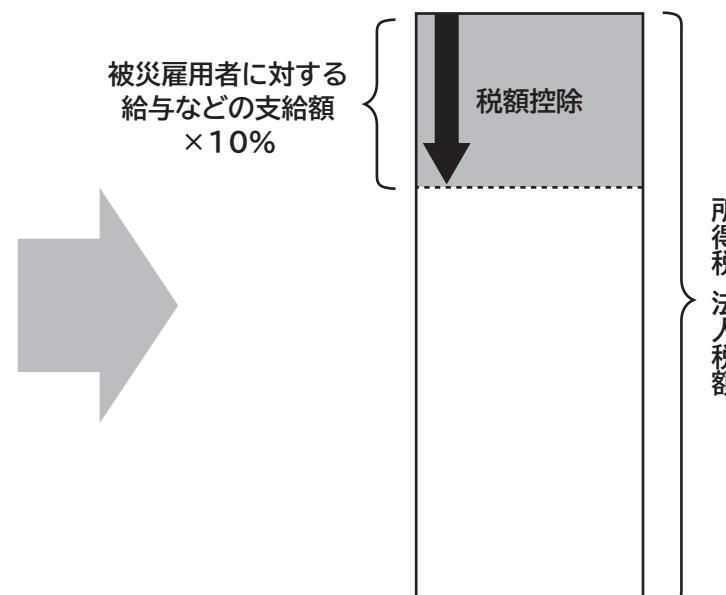
指定事業者(P39参照)が復興産業集積区域(P38参照)内の事業所で被災者*を雇用する場合、指定を受けた日から5年間、その給与などの支給額の10%を、所得税額または法人税額の20%を限度として控除できます。

- 平成28年3月31日までに認定地方公共団体の指定を受けた個人または法人が対象です。

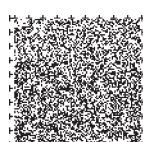
*被災者:①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた方、または、
②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた方



被災者を雇用



お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



復興産業集積区域内で取得した開発研究用の減価償却資産について、取得価額まで特別償却できます

国税

復興産業集積区域(P38参照)内で指定事業者(P39参照)が取得などした開発研究用の減価償却資産について、通常の減価償却限度額に加えて、取得価額まで、特別償却(即時償却)できます。

- 平成28年3月31日までに取得などした資産が対象です。
- 対象となる開発研究用の減価償却資産の減価償却費について、特別試験研究費として取扱い、研究開発税制(12%の税額控除)*を適用します。

*現行の研究開発税制は、試験研究費の割合に応じて、8~10%の税額控除となっています。特別試験研究費(大学などとの共同研究など)については、一律、12%の税額控除が適用されます。

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)

国税

所得税・法人税について復興居住区域内で新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得などして賃貸を行う場合、特別償却や税額控除ができます

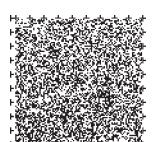
復興居住区域*1において、指定事業者*2が新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得などし、賃貸を行った場合、25%の特別償却または8%の税額控除ができます。

- 平成26年3月31日までに取得などした住宅が対象となります。

*1 復興居住区域:東日本大震災により住宅に大きな被害が生じた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める居住の安定の確保などの取り組みを推進すべき区域

*2 指定事業者:住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人又は法人

お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



復興特区制度を活用した取組を支援します

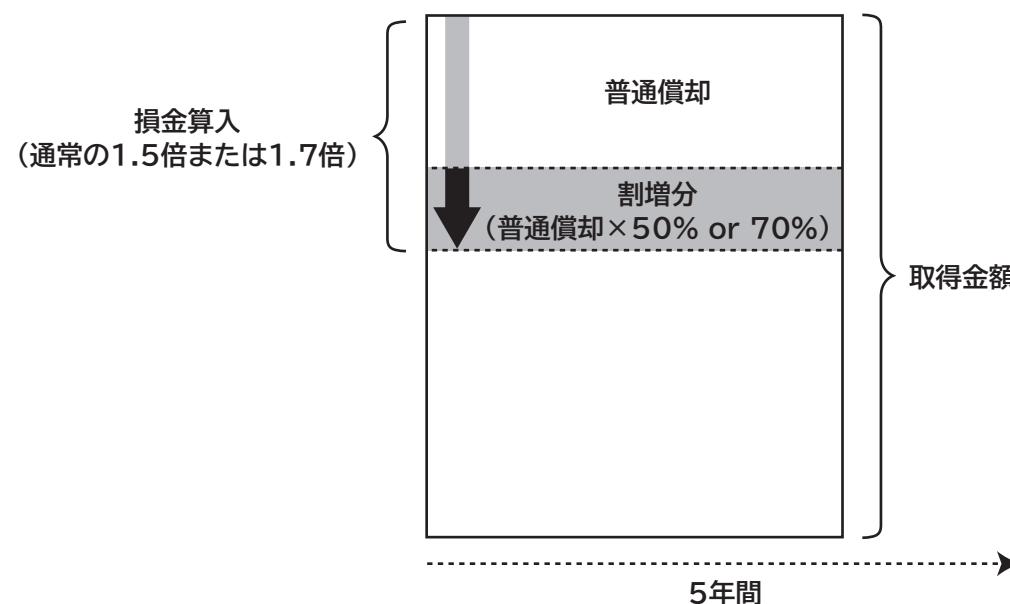
特定激甚災害地域で新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得などして賃貸を行う場合、所得税・法人税の割増償却ができます

国税

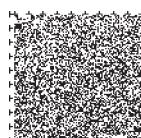
特定激甚災害地域※内で、新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得又は新築し、賃貸を行った場合、5年間、割増償却ができます。

- 平成26年3月31日までに取得などした住宅が対象となります。
- 普通償却限度額の50%(耐用年数が35年以上であるものは、70%)の割増償却ができます。

※特定激甚災害地域:激甚災害法の激甚災害地域のうち東日本大震災に係る地域



お手続き／お問い合わせ ➔ お近くの税務署(P48参照)



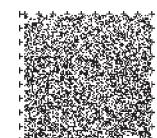
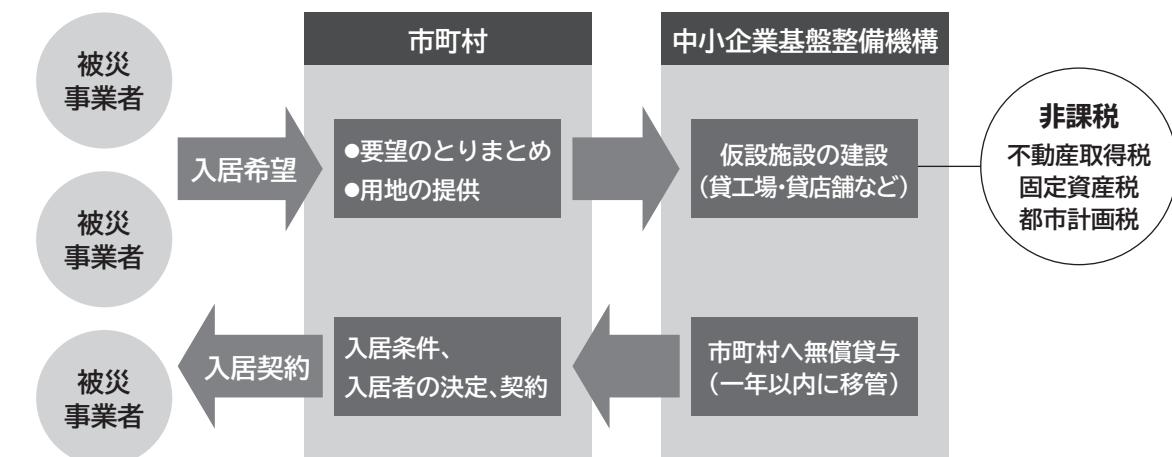
復興に向けた取組を支援します

(独)中小企業基盤整備機構が被災した事業者のための仮設施設を取得した場合、不動産取得税などを非課税にします

地方税

(独)中小企業基盤整備機構が、被災した事業者用の工場や事業場にするために仮設施設を取得した場合は、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を非課税にします。これにより、地域を支える中小企業の早期の事業再開を後押しします。

- 平成25年3月31日までに取得する施設が対象です。
- 市町村に対して無償で貸与し、取得後1年以内にその市町村に無償で譲渡する施設が対象です。



復興に向けた取組を支援します

被災した鉄道施設の復旧のために取得・改良した資産について固定資産税の特例があります

地方税

大震災により滅失、損壊した鉄道施設や車両を所有する鉄道事業者が、被災した施設などに代わる償却資産を取得または改良した場合には、固定資産税の課税標準を、以下の表のとおり引き下げます。

- 平成28年3月31日までに取得する施設が対象です。

税目	対象資産	対象事業者	代替資産取得時期	特例内容
固定資産税	被災した償却資産に代わるものとして、災害復旧事業費補助※1を受けて取得、改良した償却資産	JR貨物、三陸鉄道、仙台空港鉄道、八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道、ひたちなか海浜鉄道	平成23年3月11日 ～ 平成28年3月31日	取得後最初の10年間 課税標準2／3
	特定地方交通線特例※2の適用を受けていた家屋・償却資産に代わるものとして取得、改良した資産	三陸鉄道、鹿島臨海鉄道	平成23年3月11日 ～ 平成28年3月31日	課税標準1／4

※1 災害復旧事業費補助:経営状況が厳しい鉄道事業者が災害復旧を行う場合に交付される補助金

※2 特定地方交通線特例:国鉄分割民営化時に第3セクター化された鉄道を対象とした特例措置

(課税標準1／4)

国税
地方税

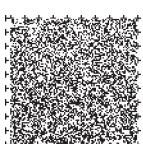
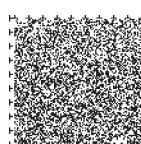
復興特区での都市計画事業によって土地や建物が買い取られる場合などには、所得税(住民税)の特別控除などを適用します

次のような場合に、土地や建物の譲渡所得にかかる所得税や住民税の算出に当つての特別控除など、税制上の措置を適用します。

制度	対象となる場合	適用される措置
復興特別区域に関する措置	都市計画事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業などにより、土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社※の株式を取得した場合 ※復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う中小企業者で、一定の要件を満たすものとして地方公共団体の指定を受けたもの (注)平成28年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用	エンジエル税制による寄附金控除 ※所得税のみ適用
「津波防災地域づくりに関する法律」の成立に伴う措置	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画事業、津波防護施設に関する収用適格事業により土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など

(次ページに続く)

お手続き／お問い合わせ ➤ 被災した鉄道施設などの代わりに取得などをした施設が所在する都道府県・市町村(P49～55参照)



復興に向けた取組を支援します

制度	対象となる場合	適用される措置
被災市街地復興 土地区画整理事業 などに関する土地 などの譲渡所得の 課税の特例	復興土地区画整理事業が施行された場合で、個人が所有する土地などについて、換地を定めず、代りの住宅などを取得した場合	課税の繰り延べ
	減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業において、公共施設の整備改善に関する事業の用地するために、地方公共団体、(独)都市再生機構に土地などが買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	第2種市街地再開発事業の施行区域内にある土地などが、地方公共団体や(独)都市再生機構に買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、特定住宅被災市町村の区域内にある土地などが、復旧事業の用地するために、地方公共団体などに買い取られる場合	2,000万円の特別控除など
	建築などの不許可に伴う買取りの申し出に基づき、土地などが都道府県知事などに買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	公営住宅などの用地とするための保留地として、土地などが買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	被災市街地復興土地区画整理事業、または第二種市街地再開発事業に係る土地などが、(独)都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合	軽減税率 (2,000万円以下の部分について10%) を適用する

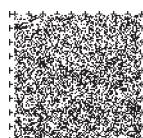
お手続き／お問い合わせ

所得税について

お近くの税務署(P48参照)

住民税について

土地・家屋が所在する市町村(P52～55参照)



お問い合わせ先

国税について

お近くの税務署

(青森・岩手・宮城・福島・茨城の税務署一覧はP48に掲載)

※仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、自動音声案内に従って「0(ゼロ)」番を選択してください。

※それ以外の国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、平成24年1月4日から平成24年3月15日までの間は「0」番を、平成24年3月16日以降は「1」番を選択してください。

※納税地を所管する税務署管轄外に避難されている方は、避難先の最寄りの税務署でもご相談を受けています。

国税庁ホームページでは、各税務署の連絡先や大震災により被害を受けられた方の申告・納付などに係る手続の詳しい説明や各種手続に必要な様式などを掲載しています。

地方税について

個人事業税、不動産取得税、自動車取得税・自動車税

被災時にお住まいだった都道府県

(青森・岩手・宮城・福島・茨城の県税事務所一覧はP49～51に掲載)

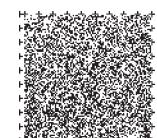
住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

被災時にお住まいだった市町村、被災した資産の代わりに取得などをした資産が所在する市町村

(青森・岩手・宮城・福島・茨城の市町村役場一覧はP52～55に掲載)

このハンドブックに記載したほかにも、都道府県・市町村の条例の定めるところにより、被害にあわれた方の状況に応じ、地方税の減額・免除を受けることができます。

お住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。



お問い合わせ先

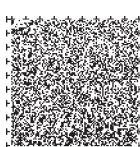
●青森、岩手、宮城、福島、茨城の税務署 一覧

電話番号	
〈青森県〉	
青森	017-776-4241
黒石	0172-52-4111
五所川原	0173-34-3136
十和田	0176-23-3151
八戸	0178-43-0141
弘前	0172-32-0331
むつ	0175-22-3294
〈岩手県〉	
一関	0191-23-4205
大船渡※	0192-26-3481
釜石	0193-25-2081
久慈	0194-53-4161
二戸	0195-23-2701
花巻	0198-23-3341
水沢	0197-24-5111
宮古	0193-62-1921
盛岡	019-622-6141
〈宮城県〉	
石巻	0225-22-4151
大河原	0224-52-2202
気仙沼	0226-22-6780
佐沼	0220-22-2501
塩釜	022-362-2151
仙台北	022-222-8121

「※」が付いた税務署は、平成23年12月現在、震災の影響により庁舎が使用できないため、仮庁舎で窓口業務を行っています。

●掲載されている以外の県も含め、最寄りの税務署は、こちらでご確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

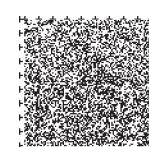


聴覚障害者用ファクシミリ 仙台国税局 税務相談室 022-711-5135
関東信越国税局 税務相談室 048-601-3239

(注1)このファクシミリは、聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
(注2)このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書などは提出できませんのでご注意ください。

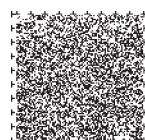
●青森、岩手、宮城の県税事務所 一覧

	電話番号	FAX番号
〈青森県〉		
東青地域県民局県税部	017-734-9970	017-773-1371
東青地域県民局県税部青森分室	017-729-0949	017-729-0939
東青地域県民局県税部八戸市駐在	0178-20-1858	0178-20-1858
中南地域県民局県税部	0172-32-4341	0172-35-6547
三八地域県民局県税部	0178-27-4455	0178-27-3817
西北地域県民局県税部	0173-34-3141	0173-34-2110
上北地域県民局県税部	0176-23-4241	0176-22-8135
下北地域県民局県税部	0175-22-3105	0175-22-3106
〈岩手県〉		
盛岡広域振興局県税部	019-629-6543	019-626-2146
県南広域振興局県税部	0197-22-2821	0197-22-4350
県南広域振興局花巻県税センター	0198-22-4912	0198-22-2529
県南広域振興局一関県税センター	0191-26-1420	0191-23-9634
沿岸広域振興局経営企画部県税室	0193-25-2703	0193-23-5059
沿岸広域振興局宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212	0193-64-0946
沿岸広域振興局	0192-27-9912	0192-27-4914
大船渡地域振興センター県税室	0194-53-4986	0194-59-3273
県北広域振興局経営企画部県税室	0195-23-9254	0195-23-9301
二戸地域振興センター県税室		
〈宮城県〉		
大河原県税事務所	0224-53-3111(代)	0224-53-1438
仙台南県税事務所	022-248-2961(代)	022-249-4098
(課税)	022-715-0621 ~0623-0670	
仙台中央県税事務所	(納税) 022-715-0624- 0625-0672	022-215-1585
仙台中央県税事務所扇町出張所	022-232-5702(代)	022-232-5710



お問い合わせ先

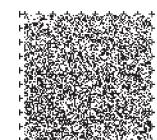
	電話番号	FAX番号
仙台北県税事務所	022-275-9111(代)	022-273-9929
塩釜県税事務所	022-365-4191(代)	022-362-5694
北部県税事務所	0229-91-0701(代)	0229-23-6138
北部県税事務所栗原地域事務所	0228-22-2111(代)	0228-22-9438
東部県税事務所	0225-95-1411(代)	0225-93-9020
東部県税事務所登米地域事務所	0220-22-6111(代)	0220-22-8162
気仙沼県税事務所	0226-24-2121(代)	0226-24-3096



●福島、茨城の県税事務所 一覧

	電話番号	FAX番号
〈福島県〉		
県北地方振興局県税部	024-523-4789	024-523-2335
県中地方振興局県税部	024-935-1233	024-935-1239
県南地方振興局県税部	0248-23-1512	0248-23-1521
会津地方振興局県税部	0242-29-5233	0242-29-5239
南会津地方振興局県税部	0241-62-5212	0241-62-5219
相双地方振興局県税部	0244-26-1123	0244-26-1128
いわき地方振興局県税部	0246-24-6024	0246-24-6039
〈茨城県〉		
水戸県税事務所	029-221-4803	029-232-9535
水戸県税事務所自動車税分室	029-247-1297	029-246-9312
常陸太田県税事務所	0294-80-3310	0294-80-3318
常陸太田県税事務所高萩支所	0293-22-2019	0293-24-2311
行方県税事務所	0299-72-0771	0299-72-0075
土浦県税事務所	029-822-7176	029-822-7537
土浦県税事務所自動車税分室	029-842-7812	029-842-9151
土浦県税事務所稻敷支所	029-892-6111	029-892-3240
筑西県税事務所	0296-24-9183	0296-25-0650
筑西県税事務所境支所	0280-87-1120	0280-87-1385

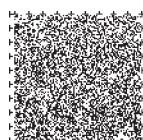
掲載されている以外の都道府県については、各都道府県の税務担当課又は県税事務所までお問い合わせください。



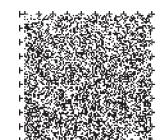
お問い合わせ先

●青森、岩手、宮城の市町村役場 一覧

電話番号	FAX番号
〈青森県〉	
青森市 017-734-1111	017-734-6865
弘前市 0172-35-1111	0172-35-7956
八戸市 0178-43-2111	0178-45-2077
黒石市 0172-52-2111	0172-52-6191
五所川原市 0173-35-2111	0173-35-3617
十和田市 0176-23-5111	0176-22-5100
三沢市 0176-53-5111	0176-52-5655
むつ市 0175-22-1111	0175-23-5178
つがる市 0173-42-2111	0173-42-3069
平川市 0172-44-1111	0172-44-8619
平内町 017-755-2111	017-755-2145
今別町 0174-35-2001	0174-35-2298
蓬田村 0174-27-2111	0174-27-3255
外ヶ浜町 0174-31-1111	0174-31-1215
鰺ヶ沢町 0173-72-2111	0173-72-2374
深浦町 0173-74-2111	0173-74-4415
西目屋村 0172-85-2111	0172-85-3040
藤崎町 0172-75-3111	0172-75-2515
大鰐町 0172-48-2111	0172-47-6742
田舎館村 0172-58-2111	0172-58-4751
板柳町 0172-73-2111	0172-73-2120
鶴田町 0173-22-2111	0173-22-6007
中泊町 0173-57-2111	0173-57-3849
野辺地町 0175-64-2111	0175-64-9594
七戸町 0176-68-2111	0176-68-2804
六戸町 0176-55-3111	0176-55-3112
横浜町 0175-78-2111	0175-78-2118
東北町 0176-56-3111	0176-56-3110
六ヶ所村 0175-72-2111	0175-72-2603
おいらせ町 0178-56-2111	0178-56-4364



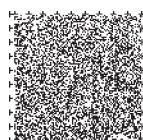
紫波町 019-672-2111	019-672-2311	村田町 0224-83-2111	0224-83-5740
矢巾町 019-697-2111	019-611-2539	柴田町 0224-55-2111	0224-55-4172
西和賀町 0197-82-2111	0197-82-3111	川崎町 0224-84-2111	0224-84-6789
金ヶ崎町 0197-42-2111	0197-42-2580	丸森町 0224-72-2111	0224-72-1540
平泉町 0191-46-2111	0191-46-5575	亘理町 0223-34-1111	0223-34-7341
住田町 0192-46-2111	0192-46-3515	山元町 0223-37-1111	0223-37-4144
大槌町 0193-42-2111	0193-42-3855	松島町 022-354-5701	022-354-3140
山田町 0193-82-3111	0193-82-4989	七ヶ浜町 022-357-2111	022-357-5744
岩泉町 0194-22-2111	0194-22-3562	利府町 022-767-2111	022-767-2100
田野畠村 0194-34-2111	0194-34-2632	大和町 022-345-1111	022-345-4852
普代村 0194-35-2111	0194-35-3017	大郷町 022-359-3111	022-359-3287
軽米町 0195-46-2111	0195-46-2335	富谷町 022-358-3111	022-358-2259
野田村 0194-78-2111	0194-78-3995	大衡村 022-345-5111	022-345-4853
九戸村 0195-42-2111	0195-42-3120	色麻町 0229-65-2111	0229-65-2685
洋野町 0194-65-2111	0194-65-4334	加美町 0229-63-3111	0229-63-2037
一戸町 0195-33-2111	0195-33-3770	涌谷町 0229-43-2111	0229-43-2693
〈宮城県〉			
仙台市 022-261-1111	022-224-4404	美里町 0229-33-2111	0229-33-2402
石巻市 0225-95-1111	0225-22-4995	女川町 0225-54-3131	0225-54-3959
塩竈市 022-364-1111	022-367-3124	南三陸町 0226-46-2600	0226-46-5348
気仙沼市 0226-22-6600	0226-24-3566		
白石市 0224-25-2111	0224-24-4861		
名取市 022-384-2111	022-384-4192		
角田市 0224-63-2111	0224-62-4829		
多賀城市 022-368-1141	022-368-8104		
岩沼市 0223-22-1111	0223-24-0897		
登米市 0220-22-2111	0220-22-9164		
栗原市 0228-22-1122	0228-22-0313		
東松島市 0225-82-1111	0225-82-8143		
大崎市 0229-23-2111	0229-24-9595		
蔵王町 0224-33-2211	0224-33-4159		
七ヶ宿町 0224-37-2111	0224-37-2468		
大河原町 0224-53-2111	0224-53-3818		



お問い合わせ先

●福島、茨城の市町村役場 一覧

電話番号	FAX番号	
〈福島県〉		
福島市	024-535-1111	024-536-4370
会津若松市	0242-39-1111	0242-39-1236
郡山市	024-924-2491	024-924-7104
いわき市	0246-22-1111	0246-22-1145
白河市	0248-22-1111	0248-27-2577
須賀川市	0248-75-1111	0248-75-2978
喜多方市	0241-24-5221	0241-25-7073
相馬市	0244-37-2121	0244-35-4196
二本松市	0243-23-1111	0243-22-4479
田村市	0247-81-2111	0247-81-2522
南相馬市	0244-24-5232	0244-24-5214
	0244-22-2111	
伊達市	024-575-1111	024-575-2570
本宮市	0243-33-1111	0243-34-2724
桑折町	024-582-2111	024-582-2479
国見町	024-585-2111	024-585-2707
川俣町	024-566-2111	024-566-2438
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137
鏡石町	0248-62-2111	0248-62-6553
天栄村	0248-82-2111	0248-82-2718
下郷町	0241-69-1122	0241-67-3340
檜枝岐村	0241-75-2311	0241-75-2460
只見町	0241-82-5050	0241-82-2117
南会津町	0241-62-6100	0241-62-1288
北塙原村	0241-23-3111	0241-25-7358
西会津町	0241-45-2211	0241-45-4199
磐梯町	0242-74-1221	0242-73-2115
猪苗代町	0242-62-2111	0242-62-2123
		·5175
会津坂下町	0242-84-1503	0242-83-0349



大熊町	0242-26-3844	0242-26-3794
会津若松出張所		
双葉町	0480-73-6880	0480-73-6926
埼玉支所	0120-455-770	
浪江町	0243-62-0123	0243-22-4261
二本松事務所		
葛尾村	0247-61-2850	0247-62-0282
三春出張所		
葛尾村	0247-61-2860	0247-62-3966
三春の里出張所		
新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
飯館村	024-562-4200	024-562-2466
飯野出張所		
〈茨城県〉		
水戸市	029-224-1111	029-228-2825
日立市	0294-22-3111	0294-24-5300
土浦市	029-826-1111	029-822-9252
古河市	0280-92-3111	0280-22-5568
石岡市	0299-23-1111	0299-22-3684
結城市	0296-32-1111	0296-32-5917
龍ヶ崎市	0297-64-1111	0297-60-1583
下妻市	0296-43-2111	0296-43-4214
常総市	0297-23-2111	0297-23-2163
常陸太田市	0294-72-3111	0294-72-3002
高萩市	0293-23-2111	0293-24-0636
北茨城市	0293-43-1111	0293-30-1042
笠間市	0296-77-1101	0296-78-0612
取手市	0297-74-2141	0297-73-5995
牛久市	029-873-2111	029-873-7510
つくば市	029-883-1111	029-868-7556
ひたちなか市	029-273-0111	029-271-0850
鹿嶋市	0299-82-2911	0299-82-2934
潮来市	0299-63-1111	0299-80-1100

